



14 日自然第 102 号
平成 15 年 3 月 28 日

環境大臣 鈴木俊一 殿

(財) 日本自然保護協会
理事長 田畑貞



自然公園内における風力発電施設設置に関する
構造改革特区提案に対する意見書

この度、国立・国定公園の地域内において風力発電施設を設置することについて、許可基準の緩和などを求める提案が地方自治体から出されたと聞いております。

自然公園法は、日本を代表する優れた風景地を指定し、その保護と利用を図ることを目的としています。昨年の自然公園法の一部改正において、「国等の責務」の条項に「自然公園における生態系の多様性の確保」という文言が加えられたことにも表れているように、自然公園は野生生物の生息地としても重要な役割を果たしています。そのため自然公園内での風力発電施設の設置規制の緩和は、「風景地の保護」と「生物多様性の確保」という自然公園の 2 つの重要な役割に支障をきたすおそれがあります。

風力発電施設は規模が大きいため、自然公園の景観を大きく変貌させると同時に、施設建設工事や送電線の設置のための工事、また運搬等に使う道路の建設によって、渡り鳥や猛禽類をはじめとする多くの野生生物に影響を与えることが予想されます。

風力エネルギーは、大気汚染物質や放射性廃棄物等を発生しないクリーンな代替エネルギーですが、それを自然公園内に設置にする場合、そこに生息・生育する野生生物の存続に、影響を与えることのないようにする必要があります。

よって、以下の通り要請いたします。

1. 自然公園内における風力発電施設の設置規制を、構造改革特区によって一律に緩和するのではなく、個別の事業について景観や野生生物に与える環境影響評価を行った上で判断すべきである。また、その際には、市民や NGO の意見も取り入れてすすめるべきである。
2. 風力発電施設は環境アセスメントの対象外であるため、自然公園内に設置する場合の国のガイドラインを確立させるべきである。また、平成 9 年に作成された「風力発電導入マニュアル」についても、「景観への影響」「鳥類への影響」の章に、蝶類等の季節移動習性を持つ生物への影響も含めて考慮範囲を拡大した上で、さらに充実させるべきである。

以上